（別途指示）

令和７年３月17日付け釧路十勝海区漁業調整委員会指示第２号９に定める指示事項について

令和７年３月17日
釧路十勝海区漁業調整委員会

第１　釧路十勝海区漁業調整委員会は、漁業調整上必要と認めて次の事項を指示する。

（１）１隻１日当たりの漁獲量の上限は、「太平洋道東海域たもすくい網漁業協議会」が定める上限漁獲量を遵守すること。

（２）棒受け網の装備をしたままで、まいわしたもすくい網漁業の操業を行ってはならない。